

漁業協調モデル構築事業企画提案公募要項

令和元年 7月

五島市再生可能エネルギー推進室

漁業協調モデル構築事業企画提案公募要項

1 委託業務名

漁業協調モデル構築事業委託業務

2 業務目的

「海洋再生可能エネルギーの島づくり」を推進する中で、漁業関係者、地域住民、発電事業者との協調は重要であり、共に利益を享受できる仕組みを構築することを目的とします。

3 委託業務の内容

浮体式洋上風力発電のウィンドファーム事業に向けて、漁業と共存共栄を図るための漁業協調モデルの構築における調査検討を行い、将来的な水産業振興につながる以下の取組を委託します。

- (1) 漁業関係者ヒアリング
- (2) 漁業実態調査
- (3) 漁業協調モデル構築の課題整理、解決策の検討
- (4) 風車設置海域周辺の海中調査

4 業務場所

五島市崎山沖の浮体式洋上風力発電施設及び周辺海域

5 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）

6 委託業務の対象となる経費

(1) 委託費の上限額

委託費の上限額は、予算規模 10,000 千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、提案内容等を市と調整し、契約金額を決定します。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(2) 選定予定事業者数

1 者

(3) 対象となる経費

- ・ この事業に従事した従業員の賃金、日当
- ・ 漁業関係者の賃金、日当
- ・ 船車等借上げ費用
- ・ 機械及び機器のレンタル料及びリース料
- ・ 通信運搬費
- ・ 消耗品購入費
- ・ その他事業を実施するために必要と認められる経費

(4) 対象とならない経費

- ・特定の個人や個人企業に対する給付
- ・土地及び建物を取得するための経費
- ・施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・備品を購入するための経費
- ・その他、事業との関連が認められない経費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費

7 応募資格

次の要件を全て満たす者。

- ①民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、その他の法人又は法人以外の団体等のうち、本社が五島市内に所在する事業者等であること。
- ②総勘定元帳等の会計関係帳類、労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。
- ③関係法令に基づき、社会保険の適用を含め、適正な雇用管理を行っていること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- ⑤次のいずれにも該当しない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）がなされている者
 - ・破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ⑧市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨市税、消費税又は地方消費税に滞納がないこと。

8 企画提案の手続等

(1) スケジュール

公募要項等に関する質問受付

令和元年7月9日（火）9時 ～ 令和元年7月16日（火）17時まで

企画提案書受付期間

令和元年7月9日（火）9時 ～ 令和元年7月23日（火）17時必着

選定委員会

令和元年7月29日（月）予定

（実施日時は提案者に別途通知します。）

審査結果の通知令和元年8月初旬予定

(2) 応募書類等に係る質問書の受付及び回答の公表

①質問書提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を再生可能エネルギー推進室あてにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、MicrosoftWord としてください。）を添付し、提出してください。

※メールで提出する場合は、タイトル（件名）を「漁業協調モデル構築事業企画提案質問」としてください。

五島市地域振興部再生可能エネルギー推進室

F A X : 0 9 5 9 - 7 4 - 1 9 9 4

E-mail : saiene@city.goto.lg.jp

②回答

質問者に対してはF A X又はメールにより回答するとともに、質問及び回答内容を五島市ホームページで公開します。なお、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

(3) 企画提案書等、書類の受付

①提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出してください。なお、企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

ア 企画提案書（別紙様式1）

イ 積算書（別紙様式2）

ウ 誓約書（別紙様式3）

エ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）

オ 事業所一覧（複数の事業所がある場合、事業所の住所等がわかるもの）

カ 登記事項証明書及び定款（または寄付行為）の写し（個人事業主については開廃業届出書の控えの写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他の法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）

キ 直前二期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（個人事業主の場合は、青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し。）（起業に伴って事業を提案する場合など、2年を経過していない企業等は、可能な範囲で提出してください。）

ク 市税全てに未納がないことの証明書

ケ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

②提出部数

5部

③提出期限等

提出期限：令和元年7月23日（火）17時まで（必着）

提出先：五島市地域振興部再生可能エネルギー推進室

（〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1）

提出方法：直接持参、又は郵送すること。直接持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の9時から17時です。郵送の場合は、書留必着です。

(4) 企画提案に際しての注意事項

- ①提案者にいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とします。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ・事業者選定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ・提出書類に虚偽の記載を行った場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・募集要項に違反すると認められる場合
 - ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

③複数提案の禁止

提案者1者につき、1提案のみ提出できるものとします。

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出など企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とします。

⑥その他

- ・提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ・提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となります。

(5) 事業積算内訳書作成に当たっての注意事項

- ①提案金額は、委託期間中の当該業務に係る費用の見込み額とします。
- ②消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かにかかわらず、見積もった金額に100分の10に相当する額を加算した額を積算書に記載してください。
- ③当該業務に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。ただし、事業終了後、事業に要した経費であることを証する書面等（領収書等）で確認できる必要があります。
- ④積算書内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあります。

9 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、海洋再生可能エネルギー関連産業支援事業選定委員会の選定委員が行います。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定します。

(2) 選定委員会

①開催日時・場所

令和元年7月29日（月）予定

（提案者に実施時間・場所は、別途通知します。）

②企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション約10分間（提案件数により調整します。）

選定委員からの質疑約10分間（提案件数により調整します。）

※プレゼンテーションは、提案書に加えて、追加資料に基づき説明することやパワーポイント等のソフトを使用し、プロジェクターに投影して説明することも可能です。

③注意事項

- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。

(3) 審査項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定します。

①整合性（漁業協調モデルであるかどうか）

②事業遂行能力（労務管理能力や経営面も含め、事業を遂行する能力があるか）

③地域社会の発展や地域経済への波及効果（事業を通じた地域社会の発展や、地域経済への波及効果が期待できるか）

④類似事業の実績（緊急雇用創出事業等の類似事業の実績があるか）

⑤事業の提案性（漁業協調モデルを構築できる事業提案であるか）

⑥事業経費（企画内容に見合った経費となっているか、事業費の積算は適切か）

(4) 契約候補者の選定について

選定委員会における評価の結果、各委員の総合評価点数の合計（総合評価合計点数）の平均（総合評価平均点数）が60点以上の者を契約候補者に選定する。ただし契約候補者が複数の場合は上位の者から優先的に予算の範囲内で提案内容等を市と調整し、契約者を決定します。

(5) 評価点数が同点の場合

(3)「⑤事業の提案性」の点数が高い方の企画提案を採用します。「⑤事業の提案性」が同点の場合は、「③地域社会の発展や地域経済への波及効果」の点数が高い方の企画提案を採用します。以下同様に⑥、①、②、④の順に点数を比較し、点数が高い方の企画提案を採用します。

(6) 審査結果の通知

①審査結果は、選定後、速やかに企画提案者に書面で通知します。

②通知までに数日の期間がかかります。電話でのお問合せには回答できません。

③審査の過程については、企画提案者を含め公表致しません。

10 契約の締結

(1) 契約候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と市との協議により最終的に決定します。なお、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合があります。

(2) 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付し

ていただきます。ただし、五島市財務規則第 93 条の 3 に該当する場合は契約保証金を免除します。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護委託

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務委託

業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属することになります。

12 留意事項

①他に行っている事業と明確に区分した経理処理等が必要です。また、会計関係帳簿、労働関係帳簿等の帳簿類は事業終了後 5 年間の保管が必要です。

②事業に必要な機器や備品等については、原則、リース・レンタルで対応をお願いすることになります。

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

五島市地域振興部再生可能エネルギー推進室（〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1）

TEL：0959-72-6111（内線 297）

FAX：0959-74-1994

E-mail：saiene@city.goto.lg.jp